

# 三田市議会基本条例

解 説

**三田市議会**

# 目 次

前文 .....	1
<b>第1章 目的 .....</b>	<b>3</b>
第1条（目的） .....	3
<b>第2章 議会及び議員の活動原則 .....</b>	<b>4</b>
第2条（議会の活動原則） .....	4
第3条（議員の活動原則） .....	6
第4条（議長の責務） .....	7
第5条（会派） .....	8
<b>第3章 市民と議会の関係 .....</b>	<b>9</b>
第6条（議会からの情報発信） .....	9
第7条（市民等からの意見の反映） .....	10
第8条（広報） .....	12
<b>第4章 市長等と議会の関係 .....</b>	<b>14</b>
第9条（市長等との関係） .....	14
第10条（監視及び評価） .....	15
第11条（議決事項の拡大） .....	17
<b>第5章 議員間の討議 .....</b>	<b>18</b>
第12条（議員間の討議による合意形成） .....	18
<b>第6章 議会の体制 .....</b>	<b>19</b>
第13条（委員会の運営） .....	19
第14条（調査機関の設置） .....	20
第15条（議会改革） .....	21
第16条（政策研究会） .....	22
第17条（議会による研修） .....	23
第18条（危機管理） .....	24
<b>第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇 .....</b>	<b>25</b>
第19条（議員の政治倫理） .....	25
第20条（定数） .....	26
第21条（議員報酬） .....	27
第22条（政務調査費） .....	28
<b>第8章 議会機能の充実強化 .....</b>	<b>29</b>
第23条（議会事務局） .....	29
第24条（議会図書室） .....	30
<b>第9章 条例の位置付け及び見直し .....</b>	<b>31</b>
第25条（この条例の位置付け） .....	31
第26条（見直し） .....	32

## 前文

三田市議会（以下「議会」という。）は、市民から選挙で選ばれた三田市議会議員（以下「議員」という。）で構成され、同じく市民から選挙で選ばれた市長と並ぶ市民の代表機関である。

二つの代表機関は、それぞれの異なる特性を活かして市民の信託に応える責務を負っており、二元代表制の実効性を高め、市民にとって最良の意思決定を導く共通の使命が課されている。

合議制の機関である議会は、多様な市民意思を市政への確に反映させるため、活発な討議により多様な観点から市政監視と政策提言を行うとともに、公平で、公正かつ透明な議会運営を推進し、政策の立案、決定、執行及び評価における論点及び争点を市民に明らかにする役割を担っている。

近年の地方分権の進展に伴う権限の移譲により三田市の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、多様な市民意思を反映する議会が市民福祉の向上に果たすべき役割は、住民自治の充実を図る上でますます重要になってきている。

議会は、これまでの歩みを踏まえ、議会の基本理念、議員の役割と責務などの基本原則を定めることにより市民の信託に全力で応え、市民に開かれた議会を目指し、市民とともに歩むことを決意し、ここにこの条例を制定する。

### 【趣旨】

この前文は、この条例を制定することとなった背景を明らかにするとともに、三田市議会が市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会になることを決意したことについて定めたものです。

### 【解説】

国政における議院内閣制と異なり、地方公共団体で採用されている二元代表制の特徴は、市長と議会とがともに市民から選ばれているところにあります。

また、市長が自らの考えのみによって市長の権限に属することについて決定することができる（独任制）のに対し、議会はそれぞれに選挙を通じて市民の多様な意見、価値観を代表する議員が集まって議論することによりものごとが決定される合議制の機関であるということが大きな特徴です。

そして両者には、その異なる特性を活かして切磋琢磨することによって二元代表制の長所を引き出し、市民にとって最良の意思決定を導くことを通じて市民の福祉を向上することが共通の使命として課されています。

さらに、いわゆる地方分権一括法が平成12年4月に施行されて以来地方分権改革が進み、地方公共団体の自主的な決定と責任の範囲が拡大されることになり、市長の権限が大きくなりました。それと同時に、市長とは相互に抑制・均衡の関係にある議会の持つ権限や責任も重要さが増すことにもつながりました。

こういった状況にある中での議会の役割は、市民社会の成熟に伴いより複雑・多様化してきた市民の意見・価値観をよりよく市政へ反映させるために活発な自由討議を行い、市政の

監視と政策提言を行うとともに、それらの過程が市民から見て分かりやすいものとなるように、公平・公正・透明な議会運営を行い、市政執行全般における論点・争点を市民に対して明らかにすることであると考えます。この議会に課された役割を果たすため、議会の基本原則を明らかにし、もって市民の信託に全力で応えられるようにすることを目指して、三田市議会基本条例を定めることとしたものです。

## 第1章 目的

### 第1条 目的

#### (目的)

第1条 この条例は、議会の基本理念、議員の役割と責務などの基本原則に加え、議会及び市長等（執行機関としての市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びにその職員をいう。以下同じ。）並びに市民との関係を明らかにすることにより公正で民主的な市政運営を実現し、もって市民が安心して生活でき、幸せを実感できるまちの発展に寄与することを目的とする。

#### 【趣旨】

この条文は、この条例の目的について定めたものです。

#### 【解説】

何のために、前文に定めたような「市民が開かれた議会」を実現しようとするのでしょうか。それは市民が安心して生活でき、幸せを実感できるまちの発展を実現することです。この条文は、そのことを定めています。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### 第2条 議会の活動原則

#### (議会の活動原則)

第2条 議会は、次の各号に掲げる原則に従い活動するものとする。

- (1) 市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視し、市民に開かれた議会を目指して活動すること。
- (2) 市長等に対し、適切な行政運営が行われているかどうか監視し、評価を行うこと。
- (3) 議会に提出された議案の審議を行うほか、地方分権と自治の進展に的確に対応するとともに議会の質を高め、独自の政策立案や政策提言を行うこと。
- (4) 議決責任を深く認識し、積極的に情報公開に取り組むことにより市民に対する説明責任を果たすこと。
- (5) 市民の多様な意見を把握し、政策立案に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (6) 市民の議会の傍聴に際しては、議員が議案の審議に用いる資料を提供し、傍聴者の情報取得に配慮した環境を整備するなど、市民の傍聴意欲を高める議会運営に努めること。
- (7) 市民に分かりやすい議会運営を行うため、議会運営の基本となる三田市議会委員会条例（昭和35年三田市条例第2号）、三田市議会会議規則（昭和35年三田市議会規則第1号）及び議会内での申合せ事項等を継続的に見直すこと。

#### 【趣旨】

この条文は、三田市議会（以下「議会」といいます。）がその責務を果たしていくための活動原則について定めたものです。

#### 【解説】

##### 第1号関係

市民から選出されている、ということを中心に頭に置き、市民に対して公正であり、市民から見て活動内容がわかりやすく、市民が信頼することができる、市民に開かれた議会を目指して活動することを定めています。

##### 第2号関係

議会基本条例を制定する際にはとかく「議会の活性化」や「市民参加の推進」等に行きがちです。しかしそもそもそれらは議会の本来的な役割である「市長等の執行機関により適切な行政運営が行われているかどうか監視し、評価すること」をより効果的に行うことができるようにするために考えられたものです。その原点を確認するためここに規定を設けました。

### **第3号関係**

地方分権の進展により、地方公共団体の自治の権限は拡大してきています。そうした状況の中で、議会の本来的な機能である市長等の活動に対する監視・評価を果たしていくために、議員の自己研さん等により議会の質を高める、独自の政策立案や政策提言を行っていくことを定めています。

### **第4号関係**

「議決した」という事実に対する責任があるということを認識し、議決に至った経緯などを公開し、その内容を市民に分かりやすく説明する責任があることを定めています。

### **第5号関係**

これまでは市民の意見を議会に届ける機会は、法制度上は選挙と請願・陳情、直接請求に限られており、必ずしも十分であったとは言い切れないところがありました。そのため、議会としてこれまで以上に市民の多様な意見を把握し、議会の政策形成に生かせるようにするため、市民参加の機会の拡充に努めることを定めています。「市民参加の機会の拡充」としては、具体的には第7条に規定するように参考人制度・公聴会制度の活用（第7条第1項）や、請願・陳情の提案者の意見を聴く機会を設けるように努めること（第7条第2項）、市民との意見交換の場を多様に設けること（第7条第3項）を考えています。

### **第6号関係**

「市民に開かれた議会」の一環として、分かりやすい傍聴の実現のための具体的方策を定めています。

### **第7号関係**

議会運営が市民に分かりやすいものとなるよう、議会運営の基本ルールを定めた三田市議会委員会条例、三田市議会会議規則、議会内での申合せ事項等を継続的に見直し、必要に応じて改めていくことを定めています。

## 第3条 議員の活動原則

### (議員の活動原則)

第3条 議員は、次の各号に掲げる原則に従い活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を重んじること。
- (2) 市民の代表として、日常の調査活動及び自己研さんを通して常に自らの資質の向上に努めること。
- (3) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握するとともに、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。

### 【趣旨】

この条文は、三田市議会議員（以下「議員」といいます。）がその責務を果たしていくための活動原則について定めたものです。

### 【解説】

#### 第1号関係

議会は多様な民意を代表して選出された議員で構成され、議員が意見を戦わせることによって様々な民意が反映された議決がなされます。そのため、議員間の自由な討議が非常に重要である、ということを決めています。

#### 第2号関係

「様々な民意が反映された議決」を実現するためには、自由な討議のバックボーンとなる「市民が何を求めているか」を把握する必要があります。そのために常日頃から調査活動を行い、経験を積むことによってよりの確に民意をつかめるようになり、その他の自己を磨く努力をすることによって、自らの資質を高めていくべきことを定めています。

#### 第3号関係

議員には、市民の意見等（民意）を的確に把握し、議決に反映する責務がありますが、議員は「市民全体の代表」であるため、三田市全体の福祉の向上を図っていかなければなりません。そのため、他の議員との自由かつ活発な討議を通じて様々な民意があることを認識し、それぞれに配慮しつつより高次元な「市民全体の福祉」に昇華させるべく活動しなければならないことを定めています。



## 第4条 議長の責務

### (議長の責務)

第4条 議長は、二元代表制の一翼を担う議会を代表し、中立かつ公正な職務の遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。

2 議長は、不断に議会を改革し、議会が議決機関として最適な意思決定ができる環境を整えるよう努めなければならない。

### 【趣旨】

この条文は、議会の代表者である議長の責務について定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

議長は、議長としての職務を中立かつ公正に行うように努めなければなりません。また、市民の代表機関であることから議会に要求される品位を保持するよう努めなければなりません。さらに、第12条に定めるように議員間の自由討議を重視しつつ、効率的に議会としての意思決定を行えるような議会運営に努めなければならないことを定めています。

#### 第2項関係

変化し続ける社会経済情勢を反映して、市民の意見や価値観もその時代によって変化します。その時その時に応じた最良の意思決定を行えるようにするためには、常に議会も社会経済情勢に適応していかなければなりません。そのため、この条例でも第15条で議会改革推進会議を設置して議会改革の取組みを検証し、かつ、継続的に行っていくことを規定していますが、その総指揮の役割を議長が果たすべきことをここでは定めています。

## 第5条 会派

### (会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

2 会派は、主として同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派は、議会運営及び政策立案等に関し必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 【趣旨】

この条文は、会派の意義と役割等について定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

議員は、自らの政策理念をより実現しやすくするために、理念を同じくする他の議員と「会派」を結成し、議会内において統一行動をとることができることを定めています。

#### 第2項関係

会派とは、主として同一の理念を持った議員同士によって構成され、その理念の実現に向けて活動するものである、ということを定めています。

#### 第3項関係

「様々な民意が反映された議決」をなるべく円滑に行っていくために、必要に応じて会派間での意見調整を行い合意形成を図っていくべきことを定めています。

## 第3章 市民と議会の関係

### 第6条 議会からの情報発信

(議会からの情報発信)

第6条 議会は、市民に対して積極的に情報を発信し、情報の共有化に努めるとともに、説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、本会議をはじめ、すべての会議を原則として公開する。

#### 【趣旨】

この条文は、市民と議会の関係のうち、「議会から市民へ」の場面について定めたものです。

#### 【解説】

##### 第1項関係

三田市は、「行政主導のまちづくり」から「市民との協働によるまちづくり」への転換を図っているところです。議会としてもまちづくりを市民と協働して行っていくにあたり、できる限りの持てる情報を市民に対して積極的に発信することにより市民と共有することを図るとともに、議会はなぜそのような議決に至ったのかという過程を説明できるようにすべきことを定めています。

##### 第2項関係

地方自治法は、その第115条で本会議の公開を義務付けていますが、委員会などの公開は法的に義務付けられていません。そのため、議会は三田市議会委員会条例第16条で常任委員会や議会運営委員会、特別委員会についての公開を定めていますが、議会の基本原則を定めるこの条例が制定されるに当たり、これまで議会の基本ルールとしてきた「会議の原則公開」をここで規定することにしました。なお、「原則」としているのは、会議の議題が三田市情報公開条例（平成15年三田市条例第2号）に定められている非公開とする情報に該当する場合など、秘密会とせざるを得ないケースもあり得るためです。

## 第7条 市民等からの意見の反映

### （市民等からの意見の反映）

第7条 議会は、委員会（三田市議会委員会条例の規定に基づき設置された常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びにその他の委員会をいう。以下同じ。）の運営に当たっては、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民又は有識者による専門的又は政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

2 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審議において必要と認めるときは、これら提案者の意見を聴く機会を設けるように努めるものとする。

3 議会は、市民の多様な意見を反映し得る合議体としての役割を最大限に生かすために、市民参加の機会の拡充に努め、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。

4 前項の市民との意見交換の場は、年1回以上開催するものとし、必要な事項は別に議長が定める。

### 【趣旨】

この条文は、市民と議会の関係のうち、「市民から議会へ」の場面について定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

地方自治法で設けられている参考人制度（地方自治法第109条第6項他）、公聴会制度（地方自治法第109条第5項他）を活用することにより市民の生の声や有識者の知見を積極的に委員会における議論に取り入れるべきことを定めています。

#### 第2項関係

議会は、請願や陳情が市民から提出された時は、これを市民から政策提案があったものにとらえ、真摯に対応するとともにその審議の際には提案者の意見を取り入れるべく、意見を聴く機会を設けるように努めるものとすることを定めています。

#### 第3項関係

議会は、前文にも規定したとおり、市民の多様な意見を検討・反映することのできる合議制の機関です。その特性を最大限に生かすために、市民の意見を取り込む機会を、この条の第1項と第2項に挙げる本会議等の議案審議の場に限らず、市民と接する機会を多様に設け、幅広く市民の意見を取り込むことができるようにすべきことを定めています。

「市民との意見交換の場」としては、議会報告会や意見交換会などを考えています。

#### 第4項関係

「市民との意見交換の場」は、年1回以上開催するものとし、そしてその具体的な開催形態（例えば、議会報告会という形態をとるのか、意見交換会という形にするのか、

など) や1年あたりの開催回数、開催時期(例えば、定例会が閉会するごとに、など)等については、その時々状況に応じて柔軟に決定できるようにするため、条例で定めるという形ではなく、規則などの形によって議長が定めることとしています。

## 第8条 広報

### (広報)

**第8条** 議会は、市政に係る情報を、議会独自の視点から、市民に対して周知しなければならない。

2 議会は、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう議案に対する各議員の判断を多様な広報手段を活用することにより公表しなければならない。

3 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用するとともに、市民が容易に理解できる表現で広報することにより、市民が議会と市政に関心を持つように努めなければならない。

4 議会は、前3項に規定する活動を行うため、広報委員会を設置する。

5 広報委員会に関することは、別に議長が定める。

### 【趣旨】

この条文は、第6条第1項に規定する議会からの情報発信のための手段としての広報活動を充実して、議会の側から議会の活動内容等を市民に分かりやすく伝えるべきことを定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

議会は、市長等のさまざまな行政活動を監視・評価する立場から見えています。市長等も自ら広報紙「伸びゆく三田」やホームページ、自治会への回覧などによって活動内容を広報していますが、そこからは見えてこないようなものの見方、考え方もある場合があります。それを、議会という客観的な立場から見た場合にどう見えるか、ということをも市民の皆様にお知らせすることによって、さまざまなものの見方・考え方があるということをお示ししよう、ということを決めています。

#### 第2項関係

市民が議員の活動を評価する際に、その判断材料の一つとなるよう、議案に対する議員の賛否などを議会報やホームページに掲載するなどの方法により公表すべき義務について定めています。

#### 第3項関係

議会は、「市民を代表する議決機関」（第2条第1号）ですから、市民の皆様からさまざまな市政に対するご意見やご提案をしていただかなければなりません。そして、それを市民の皆様にしていただくためには、市民の皆様が議会や市政に対して関心を持っていたかなくてはなりません。

そのために、議会の活動内容等を、従来の広報紙や自治会への回覧、新聞へのチラシ折込みといった方法だけでなく、最近の発達した情報技術を用いたインターネットへのホームページなどの方法も活用して市民の皆様に周知を図らなければならないことを定めています。

併せて、難しい専門用語を使わずに、誰にとっても分かりやすいような言葉づかいをすることを定めています。

#### **第4項関係**

この条の第1項から第3項までで定めている活動は、議会の組織内に広報委員会を設置して、そこで担当することを定めています。

#### **第5項関係**

広報委員会を設置するに当たって必要となるルールについては、議長が決めることを定めています。

## 第4章 市長等と議会の関係

### 第9条 市長等との関係

#### (市長等との関係)

第9条 議会の審議における議員と市長等は、次項及び第3項に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めなければならない。

- 2 議会の本会議における議員と市長等との質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
- 3 議長から本会議及び委員会に出席を求められた市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

#### 【趣旨】

この条文は、議会と市長等の関係について定めたものです。

#### 【解説】

#### 第1項関係

議会と市長等の関係については、市政の発展のために協力することも必要ですが、第2条第2号に定めているとおり「適切な行政運営が行われているかどうか監視し、評価を行う」という議会の役割から、適度な緊張関係を保つことも大切です。そこで、この条の第2項と第3項で定めるやり方により緊張関係を保持することを定めています。

#### 第2項関係

従来の本会議での議員と市長等の質疑応答は、一括質問・一括答弁の方法であったため、傍聴している方にとって分かりにくいものでした。そのため、市政上の論点・争点を分かりやすくするため、一問一答方式を選択して質疑応答をすることができることを定めています。また、一問一答方式をとることは、第2条第6号で定めている「市民の傍聴意欲を高める議会運営」にもつながります。

#### 第3項関係

従来は議員が市長等に対して市政に関して質問し、市長等はこれに対して答弁するだけでしたが、本会議や各種委員会での質疑応答をより実質的なものにするため、市長等が議員から受けた質問に対して、議長や委員長の許可を得たうえで反問することができることとしました。



**(監視及び評価)**

**第10条** 議会は、市長が提案する重要な政策、条例又は計画（以下「政策等」という。）について、議会の審議における論点情報を形成し、その政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、市長に対し次の各号に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等の提案に至るまでの経緯及び提案の理由
- (2) 他の自治体の類似する政策等との比較検討
- (3) 市民参加の有無とその内容
- (4) 総合計画との整合性
- (5) 関係する法令及び条例等（三田市の条例及び三田市の執行機関の規則（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第2項に関する規程を含む。）をいう。）
- (6) 政策等の実施に要する財源措置
- (7) 将来にわたる政策等のコスト計算

**2** 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、当該政策等の水準を高める観点から、立案及び執行における問題点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めなければならない。

**3** 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、第1項の規定に準じて、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求める。

**【趣旨】**

この条文は、重要な政策等又は計画が提案される際に併せて議会の審議における論点情報の形成・提供を求めること、政策評価に役立つ審議を行うこと等について定めたものです。

**【解説】**

**第1項関係**

市長から重要な政策等又は計画が提案された時に、効率的に審議を行い、その結果提案された重要な政策等又は計画の水準がより高められるとともに、議会としても第2条第4号に定められているように議決したということに対する責任があるため、どのような審議を行った結果議決されたのかを市民に対して分かりやすく説明できるようにするため、議会は市長に対して提案時に審議のガイドラインとなる7つの項目を提示するよう求めることを定めています。

**第2項関係**

議会は、第1項の定めに基づき提示された情報をもととして、議会の審議での争点を明確にして、議決された場合に実行に移された政策の効果を評価する際に参考になるような審議を行うよう努めることを定めています。

### **第3項関係**

議会は、市長が予算案又は決算を議会に提出するときは、第1項の定め趣旨に準じて、施策別又は事業別の説明資料をあわせて作成して提出するよう市長に対して求めることを定めています。

## 第 11 条 議決事項の拡大

### (議決事項の拡大)

**第 11 条** 議会は、市長と同様に市民の代表機関であることに鑑み、市政における重要な計画等を決定するため、法第 96 条第 2 項の議会の議決すべきものの範囲の拡大を図るものとする。

**2** 議会の議決事項は、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成 24 年三田市条例第 37 号）で定めるところによる。

### 【趣旨】

この条文は、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決を必要とする案件を定める条例を制定するときには、市民の意見が反映される範囲を広げるという観点から議決事項の拡大を図っていくことを定めたものです。

### 【解説】

#### 第 1 項関係

市政における重要な計画等については、なるべく多くの市民の意見が反映されることが望ましいです。そのため、市民を代表する合議制の機関である議会の議決が実施決定のために必要となる計画等の数をなるべく増やし、市民の意見を反映することができる範囲を広げる方向で検討していくことを定めています。

#### 第 2 項関係

地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決項目については、三田市議会の議決すべき事件等に関する条例で定めるところによることとします。

なお、直接この議会基本条例の中で定める、ということも考えられましたが、この議会基本条例は議会の運営に関する基本的な事項を定めるという考え方のもと、比較的細かい事項についてはそれぞれの個別の条例で定めることにしました。

## 第5章 議員間の討議

### 第12条 議員間の討議による合意形成

#### (議員間の討議による合意形成)

第12条 議会は、本会議又は委員会において、議員提出議案、市長提出議案及び市民提案等を審議又は審査し、結論を出す場合にあつては、議員相互間の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

2 議員は、議会の政策立案能力の強化を図るため、条例、意見書等の議案の提出を積極的に行うよう努めるものとする。

#### 【趣旨】

この条文は、議員同士で自由な討議を行って合意形成を図っていかうとすることを定めたものです。

#### 【解説】

##### 第1項関係

議事に提出された議案・請願・陳情を審議して結論を出すときには、第3条第1号に定められているとおり議会は言論の府・合議制の機関であり、議員相互の自由な討議が重んじられることから、議員相互間で自由・活発に討議し議論を尽くして合意形成をするよう努めることを定めています。

##### 第2項関係

議員は、地方自治法第112条で、議会が議決することを認められている事項についての議案を提出する権限が認められています。しかしこれまでの状況は、この権限を有効に活用してきたとは言い切れません。そのため、第2条第3号に定められている「独自の政策立案や政策提言を行うこと」の実現に資するため、積極的に議員が条例・意見書等の議案の提出を行うよう努めることを定めています。

## 第6章 議会の体制

### 第13条 委員会の運営

#### (委員会の運営)

第13条 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かし、その適切な運営に努めなければならない。

#### 【趣旨】

この条文は、新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応していくため、委員会を適切に運営していこうとすることを定めたものです。

#### 【解説】

議会は、議案を審議する際に、実質的な審議を効率的に行うため、それぞれの分野別に設けた常任委員会などの委員会に付託します。そして付託を受けた委員会で専門的に審議を行い、導き出した結論を議長に報告し、議長はその報告を本会議に諮り、賛否を問うことによって議決されます。このように委員会は議案に対して専門的な検討を加えることが可能であるため、議会は委員会の適切な運営と活用を図ることによって昨今の社会経済情勢の急激な変化に伴い新たに発生してくる行政課題に的確に対応していこうとすることを定めています。

## 第14条 調査機関の設置

### (調査機関の設置)

第14条 議会は、議案の審査、諮問又は三田市の事務に関する調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、調査機関を設置することができる。

### 【趣旨】

この条文は、必要に応じて議会に調査機関を設けることができるようにすることを定めたものです。

### 【解説】

市長その他の執行機関には、執行機関の要請を受けて、行政執行の前提として必要な審査、諮問又は調査等を行うことを職務とする附属機関を設置することができます（地方自治法第138条の4第3項）。これを議会についても応用し、第2条第2号と第2条第3号に定められている「行政運営の監視・評価」「政策立案」「政策提言」の機能を高めることにもつなげるため、議会にも調査機関を設置することができることを定めています。

## 第15条 議会改革

### (議会改革)

**第15条** 議会は、議会の改革の取組みを検証し、かつ、継続的に取り組むため、議会改革推進会議を設置するものとする。

2 議会改革推進会議は、前項に規定する議会改革の取組みの検証を行うほか、第26条に規定するこの条例の見直しを行うものとする。

### 【趣旨】

この条文は、議会が自己改革の取組みを継続的に行っていくために、議会改革推進会議を設置することを定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

社会経済情勢は、現在まで変化を続けてきました。そして、これからも変わり続けていくでしょう。議会は、変化する社会経済情勢に適応する存在であり続けるためには、常に議会のあり方を検証し、時代に合うように自己を改める取組みを続けていく必要があります。その取組みを行う議会内の組織として、議会改革推進会議を設置することを定めています。

三田市議会はこれまでも議会の改革を扱う委員会を設置し、議会のあり方について検討し改革を行ってきました。しかし、地方自治法にその法的根拠をもつ常任委員会・議会運営委員会・特別委員会に比べ、議会が任意に設置したものであり法的基盤が弱い、という弱点がありました。今回この条例でその設置を定めることにより、法に基づく委員会を凌駕しないまでも肩を並べるところまでその存在意義を高め、議会改革推進会議の導き出した結論に権威を持たせようとするものです。

#### 第2項関係

第1項の規定により設置される議会改革推進会議は、議会改革の取組みの検証を行うだけでなく、第26条に規定するこの条例の見直しの検討も行うこととします。

## 第16条 政策研究会

### (政策研究会)

**第16条** 議会は、市政に関する重要な政策等及び課題に対し共通認識の醸成を図り、合意形成に資するとともに、条例案の策定や政策立案、市長に対する政策提言等を行うため、政策研究会を置くことができる。

**2** 政策研究会に関することは、別に議長が定める。

### 【趣旨】

この条文は、議会が議員間の合意形成や条例案の制定、政策提言等を行うために必要に応じて政策研究会を設置することができることを定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

市政に関する重要な政策や課題について、議員間に共通認識をつくりだすことにより合意形成に導いたり、第2条第3号に定められている議会の政策提言や第12条第2項に定められている議員の条例案の提出の活動を支援する組織として、政策研究会を設置することができることを定めています。

#### 第2項関係

構成メンバーなど政策研究会の設置について必要となることからは、議会規程などによって議長が決めることを定めています。



## 第17条 議会による研修

### (議会による研修)

第17条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を開催する。

### 【趣旨】

この条文は、議会が議員の能力向上を図るために議員研修を重視し、その充実強化を図っていくことを定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

議会は、議員の政策立案の能力向上を図り、それにより第2条第3号や第12条第2項に定められている内容を実現するために、議員研修の充実強化に努めることを定めています。

#### 第2項関係

議会は、議員研修の講師として各分野の専門家や市民を招き、幅広い範囲にわたって内容の伴った研修を実施することによって議員研修の充実強化を図っていくことを定めています。

## 第18条 危機管理

### (危機管理)

**第18条** 議会は、災害等の不測の事態から市民の生命、身体及び財産又は生活の平穩を守るとともに、緊急時において総合的かつ機能的に活動できるよう市長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

**2** 議会及び議員は、災害等の不測の事態が発生したときは、市長等と連携し、次の各号に掲げる対応を行うものとする。

(1) 議員による協議又は調整を行うための協議会等を開催すること。

(2) 状況を調査し、市民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じて市長等に対し提言を行うこと。

### 【趣旨】

この条文は、平成7年1月17日にわが三田市の近辺で発生した阪神・淡路大震災と、平成23年3月11日に発生した東日本大震災のような未曾有の大災害の発生を見聞した経験から、三田市で災害等の不測の事態が発生した場合にその対応を市長等に全て任せておくのではなく、議会としてもできることとして、事前に議会が講じるべき対策と、実際に災害等の不測の事態が発生した時に議会が取るべき行動について定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

災害等が発生した際に、議会として迅速に、総合的に、機能的に事態に対処できるようにするため、市長等と協力して事前に危機管理体制を整備するよう努めることを定めています。

なお、「災害等」とは、地震や風水害などの自然災害に限らず、大規模な事件・事故（テロなど）、市民の健康への脅威（新型インフルエンザなどの疫病の蔓延）、個人情報漏えい事案など、市民の皆さんの生命、身体及び財産又は生活の平穩が脅かされるケースを幅広く想定しています。

#### 第2項関係

議会及び議員が、実際に災害等の不測の事態が発生した時に市長等と連携して取るべき対応について定めています。

## 第7章 議員の政治倫理、身分及び待遇

### 第19条 議員の政治倫理

(議員の政治倫理)

第19条 議会は、議員の政治倫理に関しては、三田市議会議員の政治倫理に関する条例(平成20年三田市条例第38号)で定めるところによる。

2 議員は、市民の代表者として政治倫理を常に自覚し、品位の保持に努めなければならない。

#### 【趣旨】

この条文は、議員が市民の代表者であることから求められる高潔な政治倫理や品位の保持に努めるべきことを定めたものです。

#### 【解説】

##### 第1項関係

議員の政治倫理については、三田市議会議員の政治倫理に関する条例で個別具体的に規定することを定めています。

##### 第2項関係

議員は、選挙により主権者である市民から厳粛な信託を受けていることから、高潔な政治倫理をわきまえていることが求められます。そのことを常に自覚し、議員としての品位の保持に努めなければならないことを定めています。

## 第20条 定数

### (定数)

第20条 議員定数は、三田市議会議員定数条例（昭和34年三田市条例第7号）で定めるところによる。

2 議員定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、議会の機能を高める目的を常に持ち、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、議員活動の評価等に関して学識者及び市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

3 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求の場合及び市長が提出する場合を除き、改正理由の説明を付して議員が提案するものとする。

### 【趣旨】

この条文は、議会の議員定数について具体的には別個の条例で規定することや、議員定数の改正に関することを定めています。

### 【解説】

#### 第1項関係

市の議会の議員の定数は、条例で定めることとされています（地方自治法第91条第1項）。それを受けて、議会の議員の定数は三田市議会議員定数条例（昭和34年三田市条例第7号）で規定することを定めています。

#### 第2項関係

議員の定数を、その時その時の社会経済情勢に応じた適正な数に改めようとするときは、市の財政状況のみに注目するのではなく、議会の機能を高めるという観点からも検討を加えることとし、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮して決定します。

また、市民の意見も十分に反映させるために、公聴会制度（地方自治法第109条第5項）や参考人制度（地方自治法第109条第6項）を十分に活用することを定めています。

#### 第3項関係

議員定数の条例改正案は、市民からの直接請求がなされた場合（地方自治法第74条第1項）又は市長が提案した場合を除き、市民への説明責任を果たすため改正理由を明快に説明できるようにすべきことを定めています。

## 第 2 1 条 議員報酬

### (議員報酬)

第 2 1 条 議員報酬は、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和 3 1 年三田町条例第 1 8 号）で定めるところによる。

2 議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに、学識者及び市民の意見を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を十分に活用するものとする。

3 前条第 3 項の規定は、議員報酬の条例改正の場合について準用する。

### 【趣旨】

この条文は、議会の議員報酬について具体的には別個の条例で規定することや、議員報酬の改正に関することについて定めています。

### 【解説】

#### 第 1 項関係

議員報酬については、三田市議会議員報酬等に関する条例（昭和 3 1 年三田町条例第 1 8 号）で具体的に規定することを定めています。

#### 第 2 項関係

議員報酬の額を改めようとするときは、議員定数の改正の場合（第 2 0 条第 2 項）と同様のやり方で検討することを定めています。つまり、市の財政状況のみに注目するのではなく、議会の機能を高めるという観点からも検討を加えることとし、市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮して決定することとし、また、市民の意見も十分に反映させるために、公聴会制度（地方自治法第 1 0 9 条第 5 項）や参考人制度（地方自治法第 1 0 9 条第 6 項）を十分に活用することとします。

#### 第 3 項関係

議員報酬の条例改正方法としては、市民が議員報酬に関する条例改正の直接請求を行う場合、市長が三田市特別職報酬等審議会の答申に基づいて改正案を提出する場合、議員が議員報酬改正議案を提出する場合があります。

議員報酬の条例改正案についても、議員定数の条例改正案（第 2 0 条第 3 項）と同様の取扱いとします。

## 第 2 2 条 政務調査費

### (政務調査費)

**第 2 2 条 政務調査費に関することは、三田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 1 3 年三田市条例第 2 号）で定めるところによる。**

#### 【趣旨】

この条文は、政務調査費について定めたものです。

#### 【解説】

地方自治法第 1 0 0 条第 1 4 項は、「条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として」政務調査費を交付することができることを定めています。

これを受けて、三田市では政務調査費に関することは三田市議会政務調査費の交付に関する条例（平成 1 3 年三田市条例第 2 号）で定めるところによることとしています。なお、この条例では、政務調査費の公正性や透明性を確保するため、政務調査費の交付を受けた会派から提出された報告書の公開に関する手続も規定しています。

## 第8章 議会機能の充実強化

### 第23条 議会事務局

#### (議会事務局)

第23条 議会は、議会及び議員の政策立案能力を高めるため、議会事務局の法務及び財務など市政に関する調査機能の強化に努めるものとする。

2 議長は、議会運営に加え、議会の政策立案等に資する職員を議会事務局の職員として出向させるよう市長に要請するものとする。

3 市長は、議長から前項の規定による要請を受けたときは、誠実に応じなければならない。

#### 【趣旨】

この条文は、議会が議会事務局の機能の強化を図っていくこと等について定めたものです。

#### 【解説】

##### 第1項関係

議会は、第2条第3号に定められている議会の政策立案等と第3条第2号に定められている議員の調査活動等の能力向上につなげるため、議会の活動をサポートする役割を持つ議会事務局の市政に関する調査機能の強化を図っていくことを定めています。

##### 第2項関係

現在の法的な人事権は議長にあります。現実的な対応としては市長部局からの出向形式を採っています。

第1項で定めている議会事務局の機能強化を実現するために、議長は、議会の活動を支援することができる資質を備えた市職員を議会事務局へ出向させるよう市長に要請することを定めています。

なお、「政策立案『等』」とあるのは、政策立案のほかに、広報活動やホームページ編集・ツイッターなどのIT関係の分野を含むことを想定しています。

##### 第3項関係

市長は、第2項で定められた要請を受けたときは、これに対して誠実に対応することを定めています。

## 第24条 議会図書室

(議会図書室)

第24条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力等の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、誰もが利用できるものとする。

### 【趣旨】

この条文は、議会が議員の調査研究や議会の政策立案能力の向上に役立てるために、議会図書室の充実を図っていくこと等を定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

議会は、第2条第3号に定められている議会の政策立案等と第3条第2号に定められている議員の調査活動等の能力向上につなげるため、議会図書室に収蔵する図書や資料の充実を図ることを定めています。

#### 第2項関係

議会図書室は、第1項に定めているように議員が利用することが第1の目的ですが、これを誰も（三田市民に限りません。）が利用できることとします。



## 第9章 条例の位置付け及び見直し

### 第25条 この条例の位置付け

(この条例の位置付け)

第25条 この条例は、議会運営における基本原則であって、議会は、この条例に反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならない。

#### 【趣旨】

この条文は、議会に係る事項について規定した条例・規則等の体系の中におけるこの条例の位置付けについて定めたものです。

#### 【解説】

基本的に個々の条例の間には、その効力に優劣はありません。しかし私たち議会は、この三田市議会基本条例を、議会に関する事柄を規律する例規体系の中で頂点にあるものと位置付け、その体系に属する例規を改廃するときには、この条例の趣旨を尊重し、この条例に反しないようにすべきことを定めています。

## 第26条 見直し

(見直し)

**第26条** 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会経済情勢の変化等を勘案し、議会改革推進会議において必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**2** 議会は、この条例を改正する場合には、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

### 【趣旨】

この条文は、議会がこの条例の見直しの取組みを継続的に行い、必要に応じて改正などの手続を行っていくことを定めたものです。

### 【解説】

#### 第1項関係

議会は、第15条に定める議会改革の取組みと同様に、変化し続ける市民の意見や社会経済情勢を常に的確に把握し、この条例の内容が時代に合っているかどうか検証することを継続的に取り組み、必要に応じてこの条例の改正などの措置をとることを定めています。また、その検証は、第15条の規定により設置される議会改革推進会議において行うこととします。

#### 第2項関係

議会は、この条例を改正しようとするときは、市民への説明責任を果たすため、改正の理由を本会議において説明することを定めています。